表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和元年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
松山地方法務局 （本　　局）	松山市門田町
〃	松山市由良町
松山地方法務局 宇和島支局	宇和島市吉田町河内